

令和3年

行方市農業委員会

第11回総会会議録

(令和3年10月25日)

令和3年10月25日 行方市農業委員会第11回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第79号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第80号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第81号	農地改良協議書の同意について
議案第82号	現況証明願について
議案第83号	行方市農用振興地域整備計画変更（一般管理）に係る意見決定について
議案第84号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第85号	行方市農地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第86号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第87号	農地パトロールについて
報告第44号	制限除外の移動届の受理について
報告第45号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第46号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第47号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第48号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
5番 橋本清	6番 平塚 実	7番 横瀬忠美
8番 古渡武文	9番 内藤宏一	10番 本澤政雄
11番 風間啓次	12番 根本正義	13番 小沼正二
14番 大久保正一	15番 郡司正彦	16番 椎名 勇
17番 高塚利英	18番 根崎和枝	19番 清水 量

3 本日の欠席委員

4番 茂木 孝

4 議事内容

事務局

（開会宣言） 午後 3時00分

（会長挨拶）

事務局

それでは、ただいまより令和3年行方市農業委員会第11回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶。

高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めまして、こんにちは。

本日は総会前に農地、農政各部会の審議、大変ご苦労さまでした。
秋も深まりまして、寒くなってまいりましたが、風邪など引かないようお願いをいたしたいと思ひます。
コロナウイルスのほうも、感染者が昨日は県のほうでゼロと。1年ぶりだそうであります。それですけれども、油断なくコロナ対策をしっかりと、農業委員活動を進めていきたいと思ひます。
挨拶は以上でございます。よろしくお願ひいたします。
事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 それでは、続きまして日程第3、経過報告。
別紙10月の行事経過報告により説明をさせていただきます。
10月7日、行方地域協議会理事会、こちらは北浦庁舎におきまして、令和3年度各種事業の実施について、高塚会長、椎名代理、事務局のほうで出席して行われました。
次に、10月18日、常設審議委員会、こちらは水戸市の市町村会館におきまして、諮問案件の審査、こちら、清水委員のほうで出席をしていただきました。
次に、10月20日、令和3年度市町村農業委員会会長事務局長会議、こちらは水戸市のフェリバールサンシャインで行われまして、令和3年度農業会議の今後の事業推進について、こちらは高塚会長、事務局のほうで出席をいたしました。
10月25日、本日になります。令和4年度農業施策に対する県知事要望ということで、県庁におきまして、常設審議委員の清水委員の出席で県知事要望活動の県知事要望を行いました。
同じく本日、広報委員会、第5回農地部会、第3回農政部会、本日第11回総会となっております。以上です。

(議長を選出)

事務局 それでは、続きまして日程第4に入ります。
議長を選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長 それでは、議事の進行に入ります。
今日の出席、ただいまの出席委員数は18名、欠席委員は1名ですので、定員に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議長 本日の会期は本日1日といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。
議員 異議なし。
議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

		(議事録署名人の選出)
議	長	議事録署名人を議長において次のように指名いたします。 5番橋本 清委員 6番平塚 実委員。
		(書記の選出)
議	長	総会書記として、事務局、寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第79号)
議	長	議案第79号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第79号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 まず、第1項の調査委員より報告を求めます。
1	4	番
		14番、大久保です。1項について調査報告します。 この案件は日下推進委員と調査しました。 譲受人の方は市内小幡在住の65歳の男性の方、譲渡人の方は市内島並在住の80歳の男性の方です。もともとこの農地は譲受人の方が耕作しており、渡人の方の希望で実現したそうです。受人夫婦と長男3人で田畑合わせて684a耕作し、水稲、カンショ等を栽培している専業農家の方です。申請事由は、記載のとおり、農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権移転であります。従事日数も300日と要件を満たしており、また必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	
議	長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は原案どおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	6	番
		16番、椎名です。第2項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。 受人は行方市小高在住、69歳、農業の男性です。渡人は同市麻生在住、74歳、無職の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大と安定を図るです。区分は売買に

		<p>よる所有権の移転です。この土地は、6年ぐらいから受人が耕作しております。自宅からの距離は4km、10分です。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということですが、ご審議をお願いいたします。異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、第3項の調査委員より調査の報告を求めます。</p>
1	番	<p>1番、矢幡です。第3項について調査報告いたします。</p> <p>この調査は、椎名委員、箕輪推進委員、森山推進委員と調査してきました。</p> <p>譲受人は市内行方在住の67歳、男性、譲渡人は井貝在住、80歳、女性です。申請事由は、当該田を売買により取得することにより農業経営の規模拡大を図るとしています。後継者のいない譲渡人からの売買依頼で、当該田は譲受人の自宅より800mの場所にあります。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、第3項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、第4項の調査委員より調査の報告を求めます。</p>
1	番	<p>1番、矢幡です。第4項について調査報告いたします。</p> <p>この調査は、椎名委員、箕輪推進委員、森山推進委員と調査してきました。</p> <p>譲受人は市内行方在住の65歳、男性、譲渡人は市内青沼在住、68歳、女性です。2人は親戚関係で、譲渡人からの売買の依頼がありました。申請事由は、当該田を売買により取得することにより規模拡大と経営の安定を図るとしています。当該田は譲受人の自宅より300m、約5分の場所にあります。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、第5項の調査委員より調査の報告を求めます。</p>
1	5番	<p>15番、郡司です。第5項の調査報告いたします。</p> <p>調査には、野原推進委員に同行をお願いいたしました。</p> <p>譲受人は市内手賀在住、70代の農業の男性です。譲渡人も市内手賀在住の60代の自営の男性です。申請事由は農業経営規模拡大と経営の安定を図ることで、区分</p>

		は売買による所有権移転になります。譲受人は現在、101a耕作しており、主に 水稲、露地野菜で、年間250日従事し、農業器具等もそろっており、通作時間も 自宅より数分です。調査の結果、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願 いします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ いませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第6項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、風間です。6項の調査報告をします。 今回の調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の石田、関口委員さんと調査して まいりました。 譲受人は市内芹沢地区在住、農業兼会社員の男性です。198aでサツマイモを耕 作しています。譲渡人は市内芹沢地区在住、79歳、農業の男性です。申請事由は 農業経営の規模拡大し経営の安定を図るためで、区分は売買による所有権の移転と なります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお 願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第7項の調査委員より調査の報告を求めます。
7	7番	7番、横瀬です。第7項の調査報告いたします。 この案件は、茂木委員、石間推進委員と共に調査してまいりました。先月、郡司委 員より仮登記の調査報告があった案件になります。 申請人は市内吉川在住、66歳、農業の男性です。渡人は市内西蓮寺在住の71歳 の農業の男性でございます。申請事由は農業経営の規模拡大で、区分は売買による 所有権の移転になります。現在、申請人は夫婦、息子と一緒に約118aに水稲、 レンコン、露地野菜を作っております。許可後はネギを作るそうです。農業日数は 年間280日、農業機械類もそろっており、通作距離は9.7kmと若干距離はあ りますが、十分世話できる距離であるので、問題なく許可相当と調査してまいりま した。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査委員より調査の報告を求めます。

1	3	番	<p>13番、小沼です。8項の調査報告をします。</p> <p>この調査には、麻生地区、太田地区4人で調査をしてみました。</p> <p>譲受人は行方市富田、60歳、農業兼パートの女性の方、渡人は行方市富田、75歳の無職の方です。2人の関係は本家と分家の関係です。申請理由は隣接地の農地を一体化にし耕作したいため、区分は贈与による所有権移転です。水稻、露地野菜14,288㎡耕作しており、家から1km、年間150日、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長		<p>調査の結果は、許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、第8項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長		<p>次に、第9項の調査委員より調査の報告を求めます。</p>
9	番		<p>9番、内藤です。第9項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、あと石田、関口推進委員さんと調査をしてみました。</p> <p>譲受人は市内浜に在住し、87aを耕作する農業兼会社役員の62歳の男性です。譲渡人は同じく市内玉造甲に在住する農業の66歳、男性です。2人の関係は兄弟でございます。申請事由につきましては、農業経営の規模拡大と経営の安定を図ること、区分については売買による所有権移転です。譲渡人は現在、一人暮らしで、年齢も高くなりつつあり、このたび弟に譲りたいということでございます。申請地は譲受人宅から2.5km、6分ぐらいの距離にあり、農機具も個人所有なり、また実家のほうに持っておられております。調査の結果、何の問題もなく、許可相当と調査をしてみました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長		<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長		<p>次に、10項、11項は関連がありますので一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。</p>
1	8	番	<p>18番、根崎です。関連がありますので、10項、11項を一括で報告します。</p> <p>この案件は、風間、内藤両委員さん、石田推進委員、関口推進委員さんと共に調査してきました。</p> <p>譲受人は70歳、市内捻木在住、専業の大規模農家の男性です。337,097㎡を水稻、露地野菜など営農しています。譲渡人は水戸市の公益社団法人です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るためです。機械などもそろっており、問題ないものと調査をしてみました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議	長		<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異</p>

		議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事参与することができなくなっております。よって、関係委員の退室を求め、その間暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3時15分～午後 3時15分
議	長	それでは、再開をいたします。 調査委員より調査の報告を求めます。
1	1	番
		11番、風間です。12項の調査報告をします。 今回の調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。 譲受人は市内若海地区在住、39歳、農業の方です。123, 989㎡で主に水稻、トマト、トウモロコシを営農しております。譲渡人は県の農林公社です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るため、所有権移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。 ここで関係委員の入室を求め、その間暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3時17分～午後 3時17分
議	長	それでは、再開いたします。
		(議案第80号)
議	長	議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事	務	局
		議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査委員より調査の報告を求めます。

2	番	<p>2番、谷田川です。第1項についてご報告いたします。</p> <p>調査については、小沼委員さん、併せて推進委員2名の4人で調査をまいりました。</p> <p>借受人については、市内矢幡在住の31歳の会社員の男性です。借渡人は矢幡在住の会社員の男性で、借受人とは義理の親子関係になります。申請事由ですが、自己住宅建築です。現在両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になった。父名義の土地へ家を建てることで申請されたものです。区分については使用貸借権です。この土地は現在住んでいる家の真後ろにあり、10年来休耕状態となっております。関係書類等整っており、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。</p>
1	5	<p>番</p> <p>15番、郡司です。第2項の調査報告いたします。</p> <p>この案件については、高塚会長と共に調査をまいりました。</p> <p>譲受人は46歳、行方市井上藤井に在住し、会社員の方です。譲渡人は70歳、同市井上藤井に在住し、農業の方です。お二人は同居の親子です。申請事由については記載のとおりで、自己用住宅で、区分は使用貸借権です。場所は行方医療センターから南へ約500mくらいのところになります。事業計画書、資金計画書などの必要書類も添付されているため、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査委員より調査の報告を求めます。</p>
1	6	<p>番</p> <p>16番、椎名です。第3項の調査報告をします。</p> <p>調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。</p> <p>受人は東京都在住、51歳、会社員の男性です。渡人は行方市小高在住の73歳、無職の男性です。2人の関係は義理の親子になります。申請事由は自己用住宅の建築です。区分は贈与による所有権の移転です。子供の子育てを考えたときに、学校も近く、環境もよく、適地であるとのことでした。事業計画書等関係書類も添付してあり、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願</p>

		いたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第81号)
議	長	次に、議案第81号 農地改良協議書の同意についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局		議案第81号 農地改良協議書の同意について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。
議	長	1項ごとに審議をいたします。 1項の調査委員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第1項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員、石田、関口推進委員さんと調査を てまいりました。 申請人は市内八木蒔に在住する農業の男性です。改良の種別につきましては湿田解 消で、事業期間は令和4年1月31日までの計画です。申請地は国道355から、 八木蒔の信号から旧道を西に200mぐらい入ったところで、土地改良事業外の水 田で、湿田化をしております。必要書類につきましては、農地改良計画書、隣接地 の同意書等も整っております。調査の結果、協議書の同意につきましては、何ら問 題ないものと調査をてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり同意いたします。
議	長	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第2項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員、石田、関口推進委員さんと調査して まいりました。 申請人は市内浜に在住する農業の男性です。改良の種別につきましては田畑の転換 で、事業期間を令和4年の2月28日までの計画です。申請地は国道355、浜か ら霞ヶ浦に向かって300mぐらい入ったところで、以前、元年の9月に5条申請 がなされ、売買された水田の残りの面積でございます。本人は小面積で利用価値が ないとのことから、盛土により畑に変えたいということでございます。必要書類に つきましては、農地の改良計画書、作付計画書等も整っております。調査の結果、 協議書の同意につきましては、何ら問題はないものと調査をてまいりました。皆 様方のご審議をよろしくお願いたします。以上でございます。

1 6 番 16番、椎名です。第4項の調査報告をします。
 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。
 申請人は行方市南在住の男性です。願出要旨は地目変更のための非農地証明です。
 現地を確認したところ、山林、竹山になっておりました。約30年以上たっている
 そうです。非農地証明を交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく
 お願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。ご審議をお願いいたしま
 全 員 異議なし。(全員一致)
 議 長 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、5項の調査委員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、椎名です。第5項の調査報告をします。
 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。
 申請人は行方市南在住の男性です。願出要旨は地目変更登記のための非農地証明で
 す。現地を確認したところ、山林となっておりました。ここも約30年以上たっ
 ているそうです。非農地証明を交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろ
 しくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、山林化しており、非農地証明交付相当ということでした。ご審議を
 全 員 異議なし。(全員一致)
 議 長 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第83号)

議 長 次に、議案第83号 行方市農業振興地域整備計画変更(一般管理)に係る意見決
 定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第83号 行方市農業振興地域整備計画変更(一般管理)に係る意見決定につ
 いて説明する。
 別紙資料1をご覧くださいと思います。
 令和3年10月13日付で行方市長より行方市農業委員長宛てに農業振興地域整
 備計画変更に係る意見を求められております。
 今回につきましては、8件案件がございます。申請事由については、それぞれ記載
 のとおりとなっておりますので、改めての説明は割愛させていただきます。以上で
 す。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
 第1項の調査委員より調査の報告を求めます。

- 1 5 番 15番、郡司です。第1項の調査報告いたします。
調査には高塚会長の協力をいただきました。
申請人は市内手賀在住、60代、農業兼会社員の男性です。申請事由は自宅敷地を柵板で土留めしているが、数年たち、頑丈な構造物を設置する必要があるためとのことで、今回L型のコンクリート擁壁を設置して、土留めを頑丈に補強したいそうです。場所は国道355号線、舟津信号近くになります。関係書類等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、1項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
- 議 長 次に、2項、3項、4項は関連がありますので一括審議といたします。
調査委員より調査の報告を求めます。
- 1 0 番 10番、本澤です。2項、3項、4項とも関連がありますので、一括での報告とさせていただきます。
なお、この調査には清水委員、近藤両委員さんのご協力の下、調査をしてまいりました。
2項の申出人は市内小貫在住の47歳の会社員の男性であります。3項の申出人は市内小貫在住、78歳の自営の男性です。4項の申出人は、やはり市内小貫在住、41歳の男性でございます。3人の関係は親子関係であります。2項の変更の目的ですが、自己住宅を建設しようと計画中に、予定地の一部が農地のため、農振除外の申請です。3項の変更の目的ですが、長男が自己住宅を建設しようとした際に、住宅兼物置が25年前から農地の一部を利用していたことが判明したための農振除外の申請です。4項の変更の目的は、兄が自己住宅を建設しようと計画中に、現存する建築物、資材置場が2年前から農地の一部を利用していたための農振除外の申請です。3項とも同じ地番内にあります。場所といたしましては、玉造工業高校の東部700mぐらいのところにあります。各項の申出人からは始末書も添付され、各関係書類も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
- 議 長 調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、2項、3項、4項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
- 議 長 次に、5項の調査委員より調査の報告を求めます。
- 1 番 1番、矢幡です。第5項について調査報告いたします。

この調査は椎名委員、箕輪推進委員、森山推進委員と調査してきました。
借受人は市内五町田に本店がある法人で、代表者は男性、貸渡人は市内五町田在住、会社役員兼農業の女性です。目的は市内井貝にあるこの法人の井貝営業所の休憩場所及び資材置場兼駐車場で、令和2年2月に一時転用の許可となっている土地を今回恒久転用のための農業振興地域整備計画の変更を申し出てあります。廃木材を粉砕加工してできた製品の需要増加に伴い、当該資材置場を継続して使用し、粉砕作業所及び堆肥保管場所として使用したいとのことです。令和2年2月の一時転用許可後に許可なく休憩所を設置している状況にあります。業務運営上必要な設備であるため、継続して使用したいとのことです。この休憩所設置に関しまして、始末書を受領しております。その他関係書類も整っていることから、農業振興地域から除外することに問題なく、除外相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、関係書類も整っており、除外相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、第5項は農用地域から除外することに異議ないものと決定をいたします。

議長 長 次に、6項の調査委員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番、小沼です。6項の調査報告をします。

申請人は行方市麻生の運送業の法人の男性の方です。当社は梱包資材の製造販売を行っており、倉庫の塀を拡大し、施設が手狭になり、申請を一時転用許可によりしましたが、事業を拡大して、この申請に至ったということです。場所は関東穀粉付近になります。関係書類も整っており、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議長 長 異議なしと認め、6項は農用地域から除外することに異議ないものと決定をいたします。

議長 長 次に、7項の調査委員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、風間です。7項の調査報告をします。

この案件は、根崎、内藤両委員さんと推進委員さんの石田、関口委員さんと調査してまいりました。

申請人は水戸市に本社のある建設用重機、車両などのリース業を運営する会社の代表の男性です。申請事由は、平成20年頃より近年の重機リース需要の高まりから、既存施設の面積では手狭になり、農地転用をせずに資材置場兼駐車場として使用してしまっていたそうです。深く反省しているとのことです。場所は上山セブンイレブンの西に50mほど行ったところです。調査の結果、始末書、地権者の

		同意書、隣接地所有者の同意書も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
議	長	次に、8項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	5	15番、郡司です。8項の調査報告いたします。
		調査には高塚会長のご協力をいただきました。
		申請人は市内手賀在住、50代の法人役員の女性です。申請事由は資材置場兼駐車場で、申請人が役員を務めている法人の事業拡大に伴い、従業員の人数も増え、重機、トラック等の数も増え、敷地が手狭になっているので、道路を挟んだ農地を譲り受け、資材置場兼駐車場にして利用したいそうです。そのため、農用地より除外をお願いしたいそうです。場所は県道山田玉造線、玉造小学校入り口付近です。隣地の同意書、土地改良区の意見書等関係書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、8項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
		(議案第84号)
議	長	次に、議案第84号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第84号 なめがた新規就農活力応援金補助金の交付対象の推薦について説明する(別紙議案書のとおり)。
局		別紙資料2をご覧くださいと思います。
		令和3年9月30日付で行方市長より農業委員長宛てに推薦の依頼がございました。
		裏面をご覧くださいまして、交付申請書のとおり、行方市小牧在住の新規就農者となります。以上です。
議	長	それでは、1項の調査委員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、平塚です。なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての調査報告をいたします。
		この調査には橋本委員のご協力の下、行ってまいりました。

	申請者は行方市小牧在住、19歳の男性です。親元就農ということで、今年の春から親と一緒に農業に従事しているようです。祖父母と父親、そして本人の4人による家族農業で、レンコンを栽培する専業農家です。栽培面積は現在155aですが、いずれは280aに増やしたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦するに相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。
議 長	調査の結果は、推薦することに相当ということでございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
	（議案第85号）
議 長	次に、議案第85号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第85号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、説明する。 別紙資料3をご覧いただきたいと思えます。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。 2枚目、農地中間管理事業総括表で説明いたします。新規設定、畑、2筆、1,812㎡となります。 次のページ、農用地利用集積計画一覧表に設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思えます。以上です。
議 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定といたします。
	（議案第86号）
議 長	次に、議案第86号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局	議案第86号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、説明する。 別紙、資料ナンバー4をご覧いただきたいと思えます。 令和3年9月16日付で行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2筆、1,812㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表をご確認いただきたいと思います。

なお、議案第85号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議長 それでは、ご審議をお願いいたします。異議ございませんか。
議員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

（議案第87号）

議長 議案第87号 農地パトロールについての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第87号 農地パトロールについて説明する（別紙議案書のとおり）。
本日配付させていただいた資料ナンバー5のほうをご覧くださいと思います。
6月の農地パトロールでも提案した際に説明させていただきましたが、今年第3回目の農地パトロールを、タブレットを活用しまして実施させていただくというものでございます。

まず、実施区域としましては、市内全域でございます。

実施内容につきましては、1つ目としましては、新たな遊休農地を確認しまして、再生可能な農地と再生困難な農地に分けていきます。

2つ目としまして、遊休農地の区分変更というものがございまして、B分類については変わらないんですが、A分類の中での程度の軽いものと重いものに分かれた関係で、A-aは程度が軽いものです。A-bというのは程度が重いものに変更することになりました。

3つ目としまして、解消、遊休農地と以前判断したところが、解消しまして耕作となっているところの確認をしていきたいと思います。

それにプラスしまして、遊休農地の現況がどういった現況なのかというのと、発生場所がどういった状況なのかという確認項目が追加されております。全てこちらのほうはタブレットのほうで入力していきたいと思います。

実施時期につきましては、令和3年11月1日から22日までで計画させていただきました。

調査体制としましては、旧町を3地区に分けた全9班で行いたいと思います。

裏面のほうをご確認いただきまして、11月1日に麻生地区をスタートしまして、最後18日、立花地区までで、19日と20日につきましては予備日とさせて

いただきました。班編成につきましては、この一覧を御確認いただきまして、集合場所、時間をよく確認していただければと思います。

その後、結果報告につきましては、12月か1月の総会の際に、麻生地区につきましては橋本委員、北浦地区につきましては地元の地区会長、玉造地区につきましては風間農地部会長代理よりご報告をいただく予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、(2)の農地利用意向調査につきましては、全筆調査などにより、意向表明していない、貸出し希望とか売却希望していないけれども遊休農地になっているという農地につきまして、11月末から12月上旬頃、調査票のほうを事務局のほうで発送する予定となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。
農地パトロールにつきましては、本日総会前に農地部会を開催し、ご審議をいただいております。ここで根本農地部会長より報告を求めます。

1 2 番 本日、総会前に農地部会を開催いたしまして、農地パトロールにつきまして協議しました。各地区の日程及び担当につきましては、事務局から説明があったとおり、資料ナンバー5に記載されていますので、確認のほうをよろしくお願ひいたします。

今回のパトロールは、タブレットを活用した農地利用状況調査ということで、ちょっと大変だと思うんですけども、またお忙しい日ではございますが、皆様のご協力よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対してご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、原案のとおり実施することに決定をいたします。

(報告第44号、報告第45号、報告第46号、報告第47号、報告第48号)

議長 次に、報告案件に入ります。

報告第44号 制限除外の移動届の受理について、報告第45号 農地法第6条の規定による農地所有者適格法人報告書の要件確認について、報告第46号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第48号 農業委員活動状況について、以上報告案件について一括して事務局より説明願ひます。

事務局 報告第44号 制限除外の移動届の受理について説明する。

第1項につきましては、蔵川地内の畑で、732㎡のうち2.25㎡の権利につきまして賃借権の設定で、令和3年9月13日に届出がございました。目的は携帯電話基地局の建設となります。

第2項につきましては、八木蒔地内の田で、509㎡のうち2.25㎡、権利につきましては賃貸借権の設定で、令和3年9月24日の届出の提出がありました。目

的は、同じく携帯電話基地局の建設となります。

報告第45号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する。

別紙資料6をご覧いただきたいと思います。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないこととなっております。今回は、9月11日から10月8日までの1か月間に報告書を提出いただいたものについて報告いたします。

今回は1法人から報告がございました。農地所有適格法人の4つの要件を満たしており、今回の報告の提出があった農地所有適格法人は満たしておりますことをご報告いたします。

報告第46号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第48号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。

議
全
議

長 それでは、報告案件についての質疑を求めます。ご異議ございませんか。
員 異議なし。（全員一致）
長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 4時 5分

議

長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、第11回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。